

# 1. 事業のあゆみと推移

## (1) あゆみ

年	月	沿	革
昭和			
26		○	旧軍港市転換法に基づく転換計画の中で厚生施設として計画
35	4	○	管渠整備着手（東処理区）
38	11	○	東浄化センター建設着手
40	3	○	東浄化センター（第1期分）完成
44	4	○	公共下水道供用開始（東処理区）
48	4	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて使用料を改定 営業用などの区分を見直し、家事用に統一
50	8	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて使用料を改定 納付すべき水道料金の70%
51	4	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて下水道使用料を改定
	6	○	舞鶴港港湾計画策定 第2埠頭再開発計画に西浄化センター用地位置付け
54		○	東処理区の排除・処理方式変更 排除方式 一部合流式⇒分流式 処理方式 中級処理 ⇒高級処理
56	4	○	東浄化センター高級処理開始
59	7	○	特定環境保全公共下水道供用開始（野原処理区）
	9	○	西浄化センターの位置、西処理区域の計画変更
60		○	管渠整備着手（西処理区）
平成			
2		○	西浄化センター建設着手
4	4	○	公共下水道使用料の改定 消費税分3%を加算
6	3	○	舞鶴市下水道整備基本構想策定
	11	○	漁業集落排水供用開始（成生処理区）
7	3	○	公共下水道事業計画（変更）認可（中処理区を東処理区に統合）
	5	○	公共下水道供用開始（西処理区）
8	3	○	舞鶴市水洗化総合計画策定
9	4	○	公共下水道使用料の改定

		消費税及び地方消費税分 5%を加算
9	6	○ 公共下水道供用開始（旧中処理区）
10	4	○ 農業集落排水供用開始（瀬崎処理区）
	6	○ 農業集落排水供用開始（大丹生処理区）
11	4	○ 漁業集落排水供用開始（田井処理区）
12	4	○ 漁業集落排水供用開始（千歳処理区）
14	10	○ 農業集落排水供用開始（平・赤野処理区）
		○ 公共下水道使用料の改定
		維持管理費の 100%と起債償還の 20%を賄うための改定
15	10	○ 農業集落排水供用開始（久田美処理区）
15	12	○ 舞鶴市水洗化総合計画（改訂）策定
16	4	○ 特定環境保全公共下水道供用開始（三浜・小橋処理区）
		○ 農業集落排水供用開始（池内処理区）
17	4	○ 公設（合併処理）浄化槽事業開始
18	4	○ 農業集落排水供用開始（佐波賀処理区）
19	4	○ 公共下水道使用料の改定
		維持管理費の 100%と起債償還の 40%を賄うための改定
21	1	○ 特定環境保全公共下水道供用開始（神崎処理区）
	4	○ 集落排水等使用料の改定
		施設改良基金を廃止する改定
	12	○ 農業集落排水供用開始（三日市・上東・下東処理区）
22	2	○ 舞鶴市水洗化総合計画（改定）策定
	9	○ 集落排水等使用料の改定
		最安価地区の使用料に統一改定
24	7	○ 農業集落排水供用開始（白杉処理区）
	10	○ 舞鶴市下水道事業あり方懇話会設置
25	6	○ 舞鶴市下水道事業あり方懇話会から「下水道事業のあり方について」報告
27	3	○ 舞鶴市下水道ビジョン策定
		下水道事業の事業目標や運営方針の明確化
		○ 舞鶴市水洗化総合計画（改定）
		平成 27 年度全市水洗化
		⇒平成 32 年度水洗化概成
	6	○ 地方公営企業法適用移行経費の補正予算計上、議決
28	4	○ 水道部と下水道部が組織統合し、上下水道部が発足
	10	○ 公共下水道・集落排水等使用料の改定
		公共下水道・集落排水等の使用料体系を統合
29	4	○ 舞鶴市上下水道事業審議会設置

## (2) 事業計画等の推移

### ①公共下水道事業

年・月・日	項 目	許認可等番号	該当法令	: 全体計画、都市計画決定		: 事業計画、都市計画認可		排除方式	処理方法	備 考
				計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)			
昭和31.12.15	公共下水道設置を議決	議第93号	地方自治法							
33. 6.27	公共下水道工事認可	建設省京計第84号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	分流 一部合流	簡易	147,990×(250L×0.8+50) 東地区 63.8 東西合計 172.9
33. 9.15	都市計画決定・都市計画事業決定	建設省告示第1466号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	
35. 4. 1	管渠埋設工事着手			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	東処理区着手
36. 8.16	都市計画・都市計画事業(変更)決定	建設省告示第1794号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	東浄化センター位置の変更
38. 3.30	処理場認可	厚生省修環第179号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	晴天日平均 4,000 雨天日平均 12,000	〃	中級	
38. 7.27	事業計画(変更)認可	建設省京計第139号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	東浄化センター位置の変更
38. 9.21	都市計画・都市計画事業(変更)決定	建設省京計第2473号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	晴天日平均 4,000 雨天日平均 12,000	〃	〃	エアロアクセレーター 876.3ha(東地区354.3ha) 147,990人(東地区62,000人) 36,900m <sup>3</sup> /日(東地区16,000m <sup>3</sup> /日)
38.11.23	東終末処理場建設着手			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	
40. 3.31	東終末処理場(第1期分)完成			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	
40.10月	し尿処理開始			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	
44. 4. 1	下水処理開始	舞鶴市告示第16号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	下水道法第9条 (供用開始の告示)
45. 3.27	都市計画事業(変更)認可	京都府告示第146号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	執行年度10年延長 処理施設1系列追加
45. 5.25	事業計画(変更)認可	建設省京部下発第3号の2	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	
50. 3.18	京都府水質環境基準の水域類型の指定	京都府告示第138号	公害対策基本法							水質汚濁防止法で取締 A-I、A-H
51. 6.22	舞鶴港港湾計画策定									西終末処理場を第2埠頭に 市街化区域案2, 044ha
54. 1. 8	事業計画(変更)認可	建設省京部下発第24号	下水道法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900	日平均 36,900	分流	高級	東処理区処理区域の追加 (+66.2ha)
54. 2.19	都市計画事業(変更)承認	京都府指令4下第12号	都市計画法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	東地域の幹線位置、 管径の変更
54. 3.30	都市計画事業(変更)認可	京都府告示第190号	都市計画法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	
56. 4. 1	東終末処理場高級処理開始			876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900	日平均 36,900	〃	〃	

年・月・日	項 目	許認可等番号	該当法令	: 全体計画、都市計画決定		: 事業計画、都市計画認可		排除方式	処理方法	備 考
				計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)				
56. 7. 24	都市計画 (変更) 承認	京都府指令 6下第204号	都市計画法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900 8,000	分流	高級	7/22都計審承認処理場 用地追加 (約1.75ha)	
56.10. 8	事業計画 (変更) 認可	建設省都 下公発第7号	下水道法	876.3 271.0	147,900 20,700	日平均 36,900 14,500	〃	〃	東処理地区及び処理場用地 拡張 (追加141.0ha)	
56.10.23	都市計画事業 (変更) 認可	京都府告示 第756号	都市計画法	876.3 271.0	147,900 20,700	日平均 36,900 14,500	〃	〃	〃	
56.12.25	都市計画 (線引き) 決定	京都府告示 第923号	都市計画法	876.3 271.0	147,900 20,700	日平均 36,900 14,500			市街化区域2,019ha	
昭和 56.12.25	都市計画 (用途) 決定	京都府告示 第926号	都市計画法							
57.12. 3	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 7下第350号	都市計画法	1,237.9 271.0	132,450 20,700	日平均 55,100 14,500	分流	高級	12/1都計審承認、処理場 用地追加、処理区域拡大	
57.12. 7	舞鶴都市計画下水道 (変更) 告示	舞鶴市告示 第57号	都市計画法	1,237.9 271.0	132,450 20,700	日平均 55,100 14,500	〃	〃	〃	
58. 2 . 8	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第76号	都市計画法	271.0	20,700	14,500	〃	〃	処理場用地拡張 (追加0.47ha) 約2.22ha	
58. 2.23	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第13号	下水道法	東 795.0 271.0 野原 7.5 7.5 西 7.5	47,150 20,700 2,090 2,090	33,800 14,500 660 660	〃	〃	東終末処理場用地拡張 野原処理区追加 (7.5ha)	
59. 9.19	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 9第352号	都市計画法	1,628	96,660	64,400	〃	〃	西処理区処理区域の拡張、 処理場位置の変更	
59. 9.28	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示 第39号	都市計画法				〃	〃	〃	
59.10. 8	野原終末処理場 処理開始	舞鶴市告示 第48号	下水道法						処理能力660m <sup>3</sup> /d (第9条供用開始の告示)	
60. 1. 8	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第16号	下水道法	東 715.9 271.0 野原 7.5 7.5 西 112.0 112.0	47,150 20,700 2,100 2,100	33,800 14,500 660 660	分流	高級	西処理区処理区域の追加 112.0ha  (管渠工事はS60年度から開始)	
60. 2.15	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第85号	都市計画法	112.0	12,600	4,500	〃	〃	西処理区 認可 112.0ha	
60.11.21	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第16号	下水道法	東 715.9 290.0 野原 7.5 7.5 西 112.0 112.0	47,150 20,700 2,100 2,100	33,800 14,500 660 660	〃	〃	東処理区処理区域追加 (19.0ha) 290.0ha	
60.11.29	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第703号	都市計画法	290.0	20,700	14,500	〃	〃	〃	
63. 5.20	若狭湾西部流域別下水道 整備総合計画承認	61建設省京都 下流総発第4号	下水道法							
63.10.14	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第577号	都市計画法	383.0	26,700	18,700	分流	高級	東処理区処理区域追加 (93.0ha) 383.0ha	
63.12.13	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第11号	下水道法	東 715.9 290.0 野原 7.5 7.5 西 112.0 112.0	47,150 26,700 2,100 2,100	33,800 18,700 660 660	〃	〃	東処理区人口、汚水量増	
63.12.23	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 3下第813号	都市計画法				〃	〃	東処理区 森汚水幹線ルートの変更	
平成 元. 1.24	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示 第4号	都市計画法				〃	〃	〃	

年・月・日	項 目	許認可等番号	該当法令	: 全体計画、都市計画決定				: 事業計画、都市計画認可		備 考
				計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方法		
元. 6. 15	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第15号	下水道法	東	715.9	47,150	33,800	分流	高級	東処理区処理区域追加 (93.0ha) 383.0ha
					383.0	26,700	18,700			
				野原	7.5	2,100	600			
					7.5	2,100	600			
				西	112.0	6,200	4,500			
					112.0	6,200	4,500			
元. 6. 27	都市計画事業計画 (変更) 告示	京都府告示 第391号	都市計画法		716.0	47,150	33,800	"	"	東処理区処理区
					383.0	26,700	18,700			
2. 11. 14	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第9号	下水道法	東	715.9	47,150	33,800	分流	高級	東地区処理区域追加 (172.0ha) 555.0ha 西地区処理区域追加 (105.0ha) 217.0ha
					555.0	34,600	25,000			
				西	831.8	35,000	27,000			
					217.0	12,600	9,000			
2. 11. 26	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示 第689号	都市計画法		716.0	47,150	33,800	"	"	東処理区処理区域追加 (172.0ha) 555.0ha
				555.0	34,600	25,000				
2. 11. 26	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示 第690号	都市計画法		831.8	35,000	27,000	"	"	西処理区処理区域追加 (105.0ha) 217.0ha
				217.0	12,600	9,000				
5. 10. 1	環境庁 舞鶴湾海域 に排水基準値を決定	環境庁告示 第67号	水質汚濁 防止法							基準値 窒素最大値120mg/L (日平60mg/L) 磷 " " 60mg/L (日平8mg/L)
6. 1. 28	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 6下第67号	都市計画法		1,779.9	88,700	59,000	分流	高級	中処理区を東処理区に併合し、東浄 化センターの拡張をする。又、原単 位等を見直す
					217.0	12,600	9,000			
6. 2. 1	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示 第2号	都市計画法							"
7. 3. 13	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第2号	下水道法	東	1,162.0	59,500	39,000	分流	高級	中処理区
					833.0	43,800	25,600			
				西	831.8	35,000	27,000			
					217.0	12,600	9,000			
7. 3. 31	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示 第237号	都市計画法							東処理区の区域拡大 (中地区を中心に) 832.6ha (+277.6ha) 市浄化センターの拡張
7. 3. 31	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示 第238号	都市計画法		1,779.9	88,700	59,000	分流	高級	事業年度のみの延長
				217.0	12,600	9,000				
平成 7. 5. 1	西浄化センター 処理開始									
8. 3. 29	京都府舞鶴湾の窒素・磷に係る 環境基準の水域類型を指定	京都府告示 第246号	公害対策 基本法							該当類型 - 達成期間 II - I
8. 3. 31	舞鶴市 水洗化総合計画策定									
9. 4. 25	公共下水道 事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第2号	下水道法	東	1,162.0	59,700	39,000	分流	高級	東・西処理区の区域拡大
					891.0	47,900	34,900			
				西	944.0	39,800	26,900			
					325.0	17,600	13,500			
9. 5. 23	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示 第369号	都市計画法		1,232.0	59,800	39,000	"	"	東処理区の区域拡大 (東地区+52ha)
				885.0	47,900	34,900				
"	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示 第370号	都市計画法		944.0	39,800	27,000	"	"	西処理区の区域拡大 (+108ha)
				325.0	17,600	13,500				
12. 10. 31	公共下水道 事業計画 (変更) 認可	京都府告示 2下第458号	下水道法	東	1,162.0	59,700	39,000	"	"	西処理区の区域拡大
					891.0	47,900	34,900			
				西	944.0	39,800	27,000			
					499.0	24,300	18,000			
"	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示 第625号	都市計画法		944.0	39,800	27,000	"	"	西処理区の区域拡大 (+174.5ha)
				499.8	24,300	18,000				
13. 11. 5	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示 第84号	都市計画法		1,997.9	89,600	60,000	"	"	東・西処理区の区域拡大 (朝来地区 を中心に218ha) 及び原単位の見直し
14. 3. 15	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府告示 4下第17号	下水道法	東	1,241.0	53,600	35,000	"	"	東処理区の区域追加 (85.8ha) 976.8ha及び原単位の見直し
					977.0	46,000	34,900			
				西	954.0	36,000	25,000			
					499.0	21,700	17,000			
"	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示 4下第18号	都市計画法		1,241.0	53,600	35,000	"	"	東処理区の区域の拡大 及び原単位の見直し
				957.0	46,000	34,900				
"	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示 4下第19号	都市計画法		954.0	36,000	25,000	"	"	西処理区の区域の拡大 及び原単位の見直し
				497.0	21,700	17,000				
15. 12月	舞鶴市水洗化総合計画 (改訂) 策定									

年・月・日	項 目	許認可等番号	該当法令					排除方式	処理方法	備 考	
				計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	全体計画、都市計画決定				事業計画、都市計画認可
17. 6. 24	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 7下第153号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	分流	高級	東西処理区の区域拡大 (345.9ha) 1822.5ha 及び原単位の見直し	
					1,075.0	49,000	34,900				
					西	955.0	36,000				25,600
						748.0	30,600				17,000
"	都市計画下水道事業 (変更)	京都府指令 7下第174・175号	都市計画法	東	1,260.0	53,600	35,000	"	"	東処理区・西処理区の区域の 拡大及び原単位の見直し	
					1,000.1	49,000	34,900				
					西	955.0	36,000				25,000
						708.0	30,600				17,000
18. 11. 6	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第141号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	東西処理区の汚水幹線 及び吐口の廃止	
19. 5. 7	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 9中東土企第74号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	"	"	幹線管渠のルート変更(中圧送 管、朝来・高野幹線)	
					1,075.0	49,000	34,900				
					西	955.0	36,000				25,000
						748.0	30,600				17,000
21. 2. 24	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 20中東土企第149号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	"	"	東浄化センターの水処理施設 送風機能力の変更	
					1,075.0	49,000	34,900				
					西	955.0	36,000				25,000
						748.0	30,600				17,000
21. 6月	舞鶴市水洗化総合計画 (改訂) 策定									農排2地区を浄化槽地区に変更 公共変更なし	
21. 6. 12	若狭湾西部流域別下水道 整備総合計画 (変更)	国近整広計 第4号	下水道法							目標年度 平成35年度 行政人口 85,000人	
21. 6. 23	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第114号	都市計画法	東	2,021.6	76,600	44,000	分流	高級	東処理区の区域拡大(長浜地 区24.4ha)	
					—	—	—				
					西	—	—				—
						—	—				—
22. 2月	舞鶴市水洗化総合計画 (改定) 策定									農排2地区を浄化槽地区に変更 公共区域の拡大	
22. 3. 1	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 2中東土企第55号	下水道法	東	1,310.0	46,250	26,400	分流	高級	東処理区の区域拡大(55.3ha) 及び原単位の見直し	
					1,189.0	43,800	26,400				
					西	960.0	30,390				17,600
						905.0	29,300				17,600
22. 3. 2	都市計画下水道事業 (変更)	舞鶴市指令 第441・442号	都市計画法	東	1,299.8	46,250	26,400	"	"	東処理区域・西処理区の拡大 及び原単位の見直し	
					1,052.1	43,800	24,900				
					西	956.2	30,390				17,600
						793.0	29,300				17,600
25. 6. 7	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第108号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	し尿処理施設 (敷地面積0.12ha)	
"	都市計画下水道事業 東処理区(変更) 認可	舞鶴市告示 第109号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	東浄化センター敷地のうち、し尿処 理施設用地を0.12ha減ずる (敷地面積3.21ha)	
26. 7. 1	公共下水道事業計画 (変更)	京都府指令 6中東土企第58号	下水道法	東	—	—	—	"	"	東浄化センター 敷地面積変更、主要な施設(汚泥脱 水機、汚泥濃縮タンク)の変更	
				西	—	—	—				
26. 7. 29	都市計画下水道事業 東処理区(変更) 認可	舞鶴市告示 第111号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	東浄化センター 敷地面積変更、汚泥処理能力の変更	
				西	—	—	—				
27. 3月	舞鶴市下水道ビジョン 策定									下水道事業の事業目標や運営 方針の明確化	
27. 3月	舞鶴市水洗化総合計画 (改定)									平成27年度全市水洗化 →平成32年度水洗化概成	
28. 1月	公共下水道全体計画 (変更)			東	1,311.6	44,086	22,500	分流	高級	(雨水) 見直し	
				西	983.9	25,282	15,500				
28. 2. 29	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第29号	都市計画法	東	1,312	46,581	—	"	"	市街化調整区域についても排水 区域に追加	
				西	959	28,599	—				
28. 3. 29	公共下水道事業計画 (変更)	舞鶴市告示 第49号	下水道法	東	1,311.6	46,581	24,000	"	"	"	
				西	959.4	28,599	15,800				
28. 3. 29	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第50・51号	都市計画法	東	1,312	46,600	—	"	"	事業期間を延伸 H27年度末→H32年度末	
				西	959	28,600	—				
28. 3. 31	若狭湾西部流域別下水道 整備総合計画 (変更)	国近整広計 第51号	下水道法							目標年度 平成42年度 行政人口74,317人	
29. 12. 1	公共下水道全体計画 (雨水) (変更)			東	1,311.6	44,086	22,500	分流	高級	(雨水) 見直し	
				西	983.9	25,282	15,500				
30. 1. 15	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第4号	都市計画法	東	1,312	46,581	—	"	"	東: 東T府道向かい 処理場用地 →排水区域(A=0.5 ha) 西: 雨水決定(新規)	
				西	959	28,599	—				
30. 2. 6	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第16号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	西 雨水 新規	
				西	959.4	28,600	—				
30. 1. 29	公共下水道事業計画 (変更)	30中東土企 第30号	下水道法	東	1,311.6	46,581	24,000	"	"	"	
				西	959.4	28,599	15,800				

② 特定環境保全公共下水道事業

年・月・日	項 目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	排除 方式	処理 方法	備 考
昭和 58. 2. 23	公共下水道事業計画 変更認可	建設省京都 下公発第13号	下水道法	7. 5	(2, 090) 380	660	分流	高級	野原処理区
59. 10. 8	野原終末処理場 処理開始	舞鶴市告示 第48号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成 11. 3. 17	特定環境保全公共下水道 事業計画 (神崎処理区) 認可	京都府指令 1下第161号	〃	44. 3	(5, 260) 510	490	〃	〃	
12. 2. 21	特定環境保全公共下水道 事業計画 (三浜・小橋 処理区) 認可	京都府指令 2下第28号	〃	12. 0	(3, 180) 490	530	〃	〃	
16. 3. 25	特定環境保全公共下水道 事業計画 (神崎処理区) 変更認可	京都府指令 6下第95号	〃	51. 4	(5, 750) 760	590	〃	〃	
16. 4. 1	丸山浄化センター 処理開始	舞鶴市公告 第43号	〃	12. 0	(3, 180) 490	530	〃	〃	三浜・小橋処理区
17. 7. 10	神崎浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第97号	〃	51. 4	(5, 750) 760	590	〃	〃	神崎処理区 平成21年1月完成
23. 6. 20	特定環境保全公共下水道 事業計画 (野原処理区) 変更認可	指令3中東土企 第88号	〃	7. 5	(1, 100) 280	350	〃	〃	H23～24年度 処理場改築

③漁業集落排水事業

年・月・日	項 目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	備 考
平成 4. 6. 22	漁業集落環境整備事業 事業計画承認			1.6	130	35.1	成生地区
6. 3. 10	漁業集落環境整備事業 事業計画変更承認			1.6	130	35.1	〃
6. 9. 30	漁業集落環境整備事業 事業計画承認			3.6	200	54.0	千歳地区
6. 11. 1	成生浄化センター 処理開始		舞鶴市条例	1.6	130	35.1	成生地区
7. 7. 20	漁業集落環境整備事業 事業計画承認	7水第644号		5.0	380	103.0	田井地区
11. 4. 1	田井浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第34号	舞鶴市条例	5.0	380	103.0	〃
12. 4. 1	千歳浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第23号	舞鶴市条例	3.6	200	54.0	千歳地区

④農業集落排水事業

年・月・日	項 目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	備 考
6. 6. 27	農業集落排水事業 事業実施採択	6耕第1055号	土地改良法	6.0	180	48.6	大丹生地区
7. 4. 10	農業集落排水事業 事業実施採択	7耕第489号	土地改良法	4.0	150	40.5	瀬崎地区
9. 3. 31	農業集落排水事業 事業計画変更承認	9耕第155号	土地改良法	6.0	230	62.1	大丹生地区
10. 4. 1	瀬崎浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第17号	舞鶴市条例	4.0	150	40.5	瀬崎地区
10. 4. 10	農業集落排水事業 事業実施採択	10耕第500号	土地改良法	26.9	660	179.0	平・赤野地区
10. 4. 10	農業集落排水緊急整備事業 事業実施採択	10耕第500号	土地改良法	21.0	530	144.0	久田美地区
10. 6. 1	大丹生浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第41号	舞鶴市条例	6.0	230	62.1	大丹生地区
11. 4. 1	農業集落排水事業 事業実施採択	1耕第432号	土地改良法	24.5	730	198.0	池内地区
14. 4. 2	農業集落排水資源循環統合補助事業 事業実施採択	4耕第356号	土地改良法	5.4	190	51.3	佐波賀地区
14. 10. 1	平・赤野浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第84号	舞鶴市条例	26.9	660	179.0	平・赤野地区
15. 4. 1	農業集落排水資源循環統合補助事業 事業実施採択	5耕第31号	土地改良法	23.5	470	127.0	三日市・上東・下東地区
15. 10. 1	久田美浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第67号	舞鶴市条例	21.0	530	144.0	久田美地区
16. 4. 1	池内浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第23号	舞鶴市条例	24.5	730	198.0	池内地区
18. 4. 1	佐波賀浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第20号	舞鶴市条例	5.4	190	51.3	佐波賀地区
21. 4. 1	村づくり交付金 事業実施採択	20水環第1248号	土地改良法	3.9	160	43.2	白杉地区
21. 6. 1	東光谷浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第127号	舞鶴市条例	23.5	470	127.0	三日市・上東・下東地区 平成21年12月完成
24 7 1	白杉浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第97号	舞鶴市条例	3.9	130	43.2	白杉地区